

資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年2月3日
作成者：(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事長 伊禮 正勝

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類に関するかつお・まぐろ漁業の資源管理協定		
	対象の水域	かつお・まぐろ漁業の許可に係る操業区域		
	対象の資源	くろまぐろ(小型魚)(資源管理基本方針別紙2-1)、くろまぐろ(大型魚)(資源管理基本方針別紙2-2)、めばち(中西部太平洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-1)、かつお(中西部太平洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-3)、かつお(インド洋協定海域)(資源管理基本方針別紙3-4)、きはだ(中西部太平洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-5)、めかじき(北西太平洋海域)(資源管理基本方針別紙3-16)、きはだ(大西洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-6)、きはだ(東部太平洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-7)、びんなが(インド洋協定海域)(資源管理基本方針別紙3-11)、びんなが(北西太平洋海域)(資源管理基本方針別紙3-12)、びんなが(南西太平洋海域)(資源管理基本方針別紙3-13)、びんなが(北東太平洋海域)(資源管理基本方針別紙3-14)、めかじき(インド洋協定海域)(資源管理基本方針別紙3-15)、よしきりざめ(北西太平洋海域)(資源管理基本方針別紙3-21)、めばち(インド洋協定海域)(資源管理基本方針別紙2-41)		
	対象の漁業	かつお・まぐろ漁業		
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和6年度	令和8年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	くろまぐろ(小型魚) (資源管理基本方針別紙2-1)							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量3,620トンに対し、協定参加者による漁獲量は13トンであり、全体の約0.36%である。							
資源管理の目標と取組内容	<p>資源管理の目標</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会での合意に従い、以下のとおりとする。</p> <p>1 暫定回復目標：歴史的中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。）</p> <p>2 次期回復目標：若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント（資源管理基本方針別紙）</p> <p>協定の取組内容</p> <p>参加者によるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の合計が、かつお・まぐろ漁業に配分された漁獲可能量の6割に到達した段階で急激な漁獲の積み上がりを回避するべく漁場移動等を講じる勧告の通知を行う。参加者によるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の合計が、かつお・まぐろ漁業に配分された漁獲可能量の8割に到達した段階で、到達した日の翌日から漁期終了日まで当該管理区分に係る、くろまぐろ(小型魚)を対象とする操業を取り止めるものとする。</p> <p>その他の管理措置</p> <p>漁場移動等を講じる勧告が発出された日の翌日以降、陸揚げを陸揚げ日の翌日までに協定管理委員会へ報告しなくてはならない。</p>							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	○	○	○	○	取組中			採捕状況を判断し、以下の取組みを行った。 ・令和4年6月28日 勧告発出 ・令和5年5月2日 勧告発出 ・令和5年5月3日 自主的採捕停止
資源状況	ISCは資源状態について、最近年（2020年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較すると「減りすぎ」の状態であるが、近年（2018～2020年）については一般的に用いられる管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態からは脱却しているとした。（(国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際魚業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	漁獲可能量の6割に達した段階の勧告の発出、また、8割に達した段階の目的採捕停止の通知により参加漁業者は急激な漁獲の積み上がりを回避することができ、漁獲可能量の遵守へつながった。							
取組の改良点等	特になし。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	くろまぐろ(大型魚) (資源管理基本方針別紙2-2)							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量6,226トン（水産庁）に対し、総量管理区分における協定参加者による漁獲量は0.04トンであり、全体の0.00%未満である。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標：歴史的中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。） 2 次期回復目標：若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント（資源管理基本方針別紙）						
	協定の取組内容	参加者によるくろまぐろ(大型魚)（総量管理区分）の漁獲量の合計が、配分された漁獲可能量の7割に達した段階で急激な漁獲の積み上がりを回避するべく漁場移動等を講じる勧告の通知を行い、8割に達した段階で到達した日の翌日から漁期終了日まで当該管理区分に係るくろまぐろを対象とする操業を取り止めるものとする。						
	その他の管理措置	漁場移動等を講じる勧告が発出された日の翌日以降、陸揚げを陸揚げ日の翌日までに協定管理委員会へ報告しなくてはならない。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中		採捕状況を判断し、以下の取組を行った。 ・令和4年8月24日 本協定に参加していないかつお・まぐろ漁船による漁獲が積み上がり、水産庁より、漁獲が満限に近づいている旨の通知があつたため、本協定参加者に対し採捕停止の通知を行った。	
	参加隻数	隻	253	243			・令和5年5月16日 本協定に参加していないかつお・まぐろ漁船による漁獲が積み上がり、水産庁より漁獲が満限に近づいている旨の通知があつたため、本協定参加者に対し採捕停止の通知を行った。	
	取組内容	トン	10	9.1	8.6			
	取組実績	トン	0.04	0	取組中			
資源状況	ISCは資源状態について、最近年（2020年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較すると「減りすぎ」の状態であるが、近年（2018～2020年）については一般的に用いられる管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態からは脱却しているとした。（（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	水産庁の通知に基づき自主的な採捕停止措置を講じたことにより、参加漁業者は急激な漁獲の積み上がりを回避することができた。							
取組の改良点等	特になし。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	めばち(中西部太平洋条約海域)(資源管理基本方針別紙3-1)							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量14.7万トンに対し、協定参加者の漁獲量は0.4万トンであり、約 2.7%を占める。（対象資源の令和4年度国内総漁獲量1.1万トンに対し、協定参加者による漁獲量は約0.4万トンであり、約36%を占める。）（（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合(50.5パーセント)を維持する。						
	協定の取組内容	まぐろ船は1年間で20日以上の入港休漁とする。ただし、操業形態の異なる一部のまぐろ船は航海日数の3%以上の入港休漁とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	212	204				
	取組内容	日	20以上	20以上				
	取組実績	日	20以上	20以上	取組中			
資源状況	2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。（（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないことから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。							
取組の改良点等	特になし。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	かつお（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-3）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量171.5万トンに対し、協定参加者の漁獲量は1.5万トンであり、約0.87%を占める（対象資源の令和4年度国内総漁獲量19.7万トンに対し、協定参加者による漁獲量は約1.5万トンであり、約7.6%を占める）。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50%の値とする。						
	協定の取組内容	かつお船は、1年間で10日以上の入港休漁とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	×	取組中			
	参加隻数	隻	41	39				
	取組内容	日	10以上	10以上				
	取組実績	日	10以上	1隻のみ10未満	取組中			
資源状況	2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況)							
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）							
評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないことから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。							
	協定に参加するかつお船1隻が10日以上の入港休漁を履行できなかった。 本船は自身が休漁した日数を誤って記録しており、結果として不履行へと繋がったため、今後は入港が10日未満の漁船へ必要に応じて通知を行い改良する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	きはだ（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-5）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋条約海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量69.7万トンに対し、協定参加者の漁獲量は0.5万トンであり、約0.7%を占める（対象資源の令和4年度国内総漁獲量4.3万トンに対し、協定参加者による漁獲量は約0.5万トンであり、約11%を占める）。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値以上に維持する。						
	協定の取組内容	まぐろ船は1年間で20日以上の入港休漁とする。ただし、操業形態の異なる一部のまぐろ船は航海日数の3%以上の入港休漁とする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			
	参加隻数	隻	212	204				
	取組内容	日	20以上	20以上				
	取組実績	日	20以上	20以上	取組中			
資源状況	2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）							
評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないことから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。							
	取組の改良点等	特になし。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	びんなが(北西太平洋海域) (資源管理基本方針別紙3-12)									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	北西太平洋海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量5万トンに対し、協定参加者の漁獲量は1.3万トンであり、約26%を占める（対象資源の令和4年度国内総漁獲量3万トンに対し、協定参加者による漁獲量は1.3万トンであり、全体の約43%である）。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、現状の資源水準の値とする。								
	協定の取組内容	まぐろ船は1年間で20日以上の入港休漁とする。ただし、操業形態の異なる一部のまぐろ船は航海日数の3%以上の入港休漁とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	212	204						
	取組内容	日	20以上	20以上						
資源状況	取組実績	日	20以上	20以上	取組中					
	2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。（(国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）									
	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
	評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないことから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。								
取組の評価	取組の改良点等	特になし。								

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	めかじき（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-16）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	北西太平洋海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量6,660トンに対し、協定参加者の漁獲量は1,200トンであり、約18%を占める（対象資源の令和4年度国内総漁獲量4,085トンに対し、協定参加者による漁獲量は約1,200トンであり、約29%となる）。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）									
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。								
	協定の取組内容	まぐろ船は1年間で20日以上の入港休漁とする。ただし、操業形態の異なる一部のまぐろ船は航海日数の3%以上の入港休漁とする。								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	○	○	取組中					
	参加隻数	隻	212	204						
	取組内容	日	20以上	20以上						
資源状況	取組実績	日	20以上	20以上	取組中					
	2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。（(国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）									
	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
	評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないことから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。								
取組の評価	取組の改良点等	特になし。								

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	よしきりざめ(北西太平洋海域) (資源管理基本方針別紙3-21)							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	北西太平洋海域における令和4年(2022年)の世界の漁獲量2.2万トンに対し、協定参加者の漁獲量は約0.08トンであり、0.00%未満である。（水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。						
	協定の取組内容	まぐろ船は1年間で20日以上の入港休漁とする。ただし、操業形態の異なる一部のまぐろ船は航海日数の3%以上の入港休漁とする。						
	その他の管理措置							
○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	-		
	参加隻数	隻	212	204	-	-		
	取組内容	日	20以上	20以上	-	-		
	取組実績	日	20以上	20以上	取組中	-		
資源状況	過剰漁獲ではなく、最大持続生産量水準である。（(国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	令和5年では、年間20日の休漁の取組みを、204隻のまぐろ船が行っており、全体で年間4080日の休漁となる。 対象資源の現時点の資源評価は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもないにとから、現時点休漁の取組を継続し漁獲圧の抑制を図る。							
取組の改良点等	特になし。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	かつお(インド洋協定海域) (資源管理基本方針別紙3-4)							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量561トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン							
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ委員会での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。						
	協定の取組内容	—						
	その他の管理措置							
○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-		
資源状況	2022年の資源状態は過剰漁獲ではなく乱獲状況でもない。（(国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	協定参加者は中西部太平洋協定海域を漁場としておりインド洋協定海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため、効果は判定できない。							
取組の改良点等	今後も協定参加者がインド洋協定海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	きはだ(大西洋条約海域) (資源管理基本方針別紙3-6)								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量0.4万トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン								
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意等に従い、資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準の値とする。							
	協定の取組内容	—							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-	-		
資源状況	2019年の資源状態は過剰漁獲ではなく乱獲状況でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況)								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
	評価内容	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており大西洋条約海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため、効果は判定できない。							
	取組の 改良点等	今後も協定参加者が大西洋条約海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	きはだ(東部太平洋条約海域) (資源管理基本方針別紙3-7)								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量0.1万トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン								
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。							
	協定の取組内容	—							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-	-		
資源状況	過剰漁獲状態は発生しておらず、乱獲状態でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況)								
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
	評価内容	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており東部太平洋条約海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため、効果は判定できない。							
	取組の 改良点等	今後も協定参加者が東部太平洋条約海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	びんなが(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙3-11）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量1,800トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン								
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。							
	協定の取組内容	—							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-	-		
資源状況	2020年の資源状態は乱獲状態でも過剰漁獲状態でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況)								
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
	評価内容	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており、インド洋協定海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため、効果は判定できない。							
	取組の改良点等	今後も協定参加者がインド洋協定海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	びんなが(南西太平洋海域)（資源管理基本方針別紙3-13）								
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量1,881トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン								
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56パーセントの値とする。							
	協定の取組内容	—							
	その他の管理措置								
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-	-		
資源状況	2021年の資源状態は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際漁業資源の現況)								
取組の評価	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)								
	評価内容	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており、南西太平洋海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため効果は判定できない。							
	取組の改良点等	今後も協定参加者が南西太平洋海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	びんなが(北東太平洋海域)（資源管理基本方針別紙3-14）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源（北太平洋全体）の令和4年度総漁獲量2.2万トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン							
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	全米熱帯まぐろ類委員会での合意等に従い、資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準の値とする。						
	協定の取組内容	—						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-		
資源状況	2018年の資源状態は、過剰漁獲及び乱獲状態ではない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際魚業資源の現況)							
取組の評価 評価内容 取組の改良点等	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており、北東太平洋海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため効果は判定できない。							
	今後も協定参加者が北東太平洋海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	めかじき(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙3-15）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量450トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン							
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ委員会での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする						
	協定の取組内容	—						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	-	-	-	-		
	参加隻数	隻	-	-	-	-		
	取組内容	日	-	-	-	-		
	取組実績	日	-	-	-	-		
資源状況	2021年の資源状態は、乱獲状態ではなく、過剰漁獲状態ではない。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際魚業資源の現況)							
取組の評価 評価内容 取組の改良点等	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており、インド洋協定海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため効果は判定できない。							
	今後も協定参加者がインド洋協定海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	めばち(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙2-41）									
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量3,100トンに対し、協定参加者による漁獲量は0トン									
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。								
	協定の取組内容	—								
	その他の管理措置									
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考			
	履行状況	-	-	-	-	-				
	参加隻数	隻	-	-	-	-				
	取組内容	日	-	-	-	-				
資源状況	取組実績	日	-	-	-	-				
	過剰漁獲ではなく、最大持続生産量水準である。((国研)水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度国際魚業資源の現況)									
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)									
	協定参加者は中西部太平洋条約海域を漁場としており、インド洋協定海域で操業をしていない。対象資源の漁獲及び取組みを行っていないため、効果は判定できない。									
評価内容										
取組の 改良点等	今後も協定参加者がインド洋協定海域で操業を行うことは無く、協定の対象の資源から削除する。									

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取組の効果があり継続する</div> ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	<p>特定水産資源については、本協定の取組みにより漁獲可能量の遵守へと繋がった。</p> <p>特定水産資源以外の資源については、協定参加者の漁獲は資源状況を悪化させない程度で保たれており、本協定の取組みを継続することで過剰漁獲の未然防止へ繋がると考えられる。</p> <p>かつお(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙3-4）、きはだ(大西洋条約海域)（資源管理基本方針別紙3-6）、きはだ(東部太平洋条約海域)（資源管理基本方針別紙3-7）、びんなが(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙3-11）、びんなが(南西太平洋海域)（資源管理基本方針別紙3-13）、びんなが(北東太平洋海域)（資源管理基本方針別紙3-14）、めかじき(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙3-15）、めばち(インド洋協定海域)(資源管理基本方針別紙3-17)、めばち(インド洋協定海域)（資源管理基本方針別紙2-41）は、今後も取組の対象とならないため、資源管理協定の対象の資源から削除する変更を行う。</p>

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日：2025年 8月 13日

対応	<p>特定水産資源以外の水産資源の休漁の取組みについて、無線局の書類等により各船の年間の休漁日数を把握、または、協定参加者より年間の休漁日数を申告してもらうなどして、取組内容と実績の比較ができるよう改善する。</p> <p>また、令和5年の休漁の取組みにおいて、1隻が自身の休漁日数を誤って記録しており結果として不履行となったため、今後は協定参加者へ必要に応じて履行済みの日数を通知するなどして取組が確実に履行されるよう改善する。</p>
----	---

資源管理協定の中間時検証結果

上記について、資源管理協議会等による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：2025年 6月 13日

判定	「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」
検証内容	<p>協定が対象とする全ての特定水産資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われており取組の効果があると認められることから、「取組の効果があり継続する」と判定し、このため、特定水産資源全体として「取組の効果があり継続する」と判定する。</p> <p>協定が対象とする全ての特定水産資源以外の水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源は除く。）について、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果があると認めら。しかしながら、取組内容（かつお船は1年間で入港休漁10日以上、まぐろ船は1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と取組実績の比較ができるよう改良が望ましいと認められる（資源管理の目標については地域漁業管理機関の合意に基づいており、継続が妥当と認められる）。このため、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定し、特定水産資源以外の水産資源全体として「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。</p> <p>以上から、協定全体として「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。</p> <p><改良又は変更の方向性等> 取組内容と実績の比較ができるよう改良を提案する。</p> <p><想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源とその具体的な外部要因> かつお(インド洋協定海域)、きはだ(大西洋条約海域)、きはだ(東部太平洋協定海域)、びんなが(インド洋協定海域)、びんなが(南太平洋海域)、びんなが(北東太平洋海域)、めかじき(インド洋協定海域)、めばち(インド洋協定海域)については、協定施行以降これらの漁場に出漁しておらず漁獲実績がないことから、取組の効果が判定できないと認められる。このため、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。</p> <p><その他> かつお（中西部太平洋条約海域）について、令和5年1月1日～12月31日の期間において1隻の不履行が確認されたところ、取組が確実に履行されるよう改善を求める。</p>